

暴力の形はさまざま

DVには、身体的暴力に限らず、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力といった様々な暴力が含まれます。

身体的暴力

殴る、蹴る、引きずりまわす、突き飛ばす、首をしめるなど



精神的暴力

無視する、大切にしているものを壊す、大声でどなる、おどす、ののしるなど



性的暴力

無理やりポルノなどを見せる、避妊に協力しない、性的な行為を強要する、裸の写真やインターネットでばらまくなど



経済的暴力

生活費を渡さない、お金を取り上げる、貯金を勝手におろす、仕事をさせないなど



社会的暴力

交友関係などを細かく監視する、実家との付き合いを制限する、外出させないなど

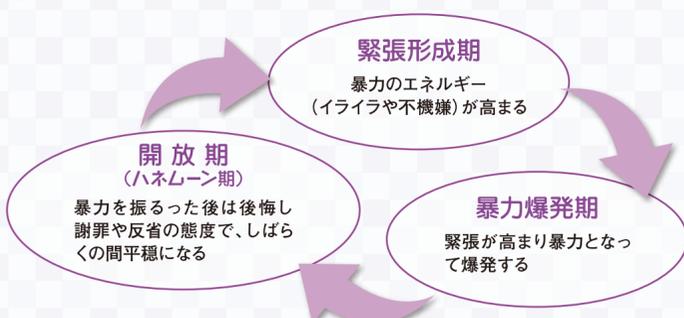


子どもへの影響

家庭でのDVは児童虐待にあたります。



DVには3つのサイクルがあるといわれています。



ひとりで悩まないで 相談しよう

一人で悩まないで



DVやデートDV、性犯罪やストーカー行為などの女性に対する暴力は、いかなる理由があろうと決してゆるされるものではありません。

各機関では、さまざまな女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。ひとりで悩まないで、早めの相談が問題解決への第一歩です。自分を責めたり、暴力を我慢せず、早めに相談しましょう。

周囲の方が、交際相手との関係に悩んでいたら…
交際相手との関係で困っているのではないかと思ったら、声をかけて話を聞いてみてください。あなたのひとことが、暴力に悩んでいる人の支えになるかもしれません。また相談できる窓口があることも、教えてあげてください。

尼崎市配偶者暴力相談支援センター

電話:06-4950-0589
月曜～金曜 午前9時～午後5時30分
(祝日・年末年始除く)

最寄りの警察署

尼崎南警察署 電話:06-6487-0110
尼崎東警察署 電話:06-6424-0110
尼崎北警察署 電話:06-6426-0110

・兵庫県女性家庭センター(悩みのほっとライン)

電話:078-732-7700 毎日 午前9時～午後9時

・尼崎市女性センター・トレビエ(女性の悩み相談)

電話相談:06-6436-8636
水曜・金曜・土曜 午前10時～正午 午後1時～4時 午後6時～8時
面接相談:火曜・木曜 要予約

・W・Sひょうご

電話:078-251-9901 木曜 正午～午後5時

・NPO法人フェミニストカウンセリング神戸

電話相談:078-360-5030 月曜(祝日除く)午後1時～4時

・NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご

電話相談:06-6480-1155 月～金(祝日、年末年始除く) 午前9時半～午後4時半

メール相談:HP(<https://1kobe.jimdo.com/>)から

尼崎市市民協働局ダイバーシティ推進課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
電話:06(6489)6658 FAX:06(6489)6661

イラスト:あまちゃ工房
天野勢津子

概要版

第2次 尼崎市配偶者等からの暴力(DV) 対策基本計画



平成30年度～平成34年度
尼崎市

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると同時に、子どもがDVを目撃することは、子どもの心身の成長と人格の形成に悪影響を与える児童虐待となる行為です。

また、被害者の多くは女性です。これには、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等が影響しているといわれており、DVは男女共同参画社会実現の阻害要因の一つにもなっています。

DVに関する相談件数が増加傾向にある中で、尼崎市では、DVの未然防止、被害者の発見から保護、自立までの切れ目のない支援を行うため、平成24年4月に「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」を策定し様々な施策を進めてきました。

平成26年1月に施行されたDV防止法の改正法により、法律の適用対象が生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。また、同年11月には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)」が施行、平成29年6月には改正ストーカー規制法の全面施行、同年7月には性犯罪に関する改正刑法の施行など法整備が進んでいます。

こうした社会情勢の変化を踏まえつつ、DV対策への取組をさらに実効性のあるものとしていくため、このたび「第2次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条第3項に基づく本市の基本計画です。
さらに、「第3次尼崎市男女共同参画計画」(平成29年3月策定)で掲げる基本目標「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の実現を目指すための計画としても位置づけています。

計画期間

計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

DVとは…

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のことをいいます。

背景には、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方ないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられない構造的問題が存在しています。

そして、DVは、「力と支配」の関係であると言われていています。力の強い立場の人が、自分の力(権力)を利用し、弱い立場の人を支配することであり、その力には肉体的な力だけでなく、社会的な立場や経済力、性差に基づく不平等な取扱いなど、あらゆる力が含まれます。